

日本老年泌尿器科学会会則施行細則

第1章 会員

第1条

入会希望者は所定の入会申込手続きによって入会の申請を行う。

2. 会則第6条に定める会員の入会申請は、日本老年泌尿器科学会ホームページより行う。
3. 申込者の資格に疑義のない場合は、入会申込書と会費納入を事務局で確認した日をもって、入会と扱う。
4. 申込者の資格に疑義のある場合は、入会に関して理事会で審議する。
5. 会員資格は入会後に発生し、入会前には遡及できない。

第2条

名誉会員に推薦されたときは、理事長よりその旨を通知する。

第3条

正会員は、会則に定めるもののほか次の権利を有する。

- (1) 本会の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること
- (2) 別に定める投稿規定により、論文その他を会誌に発表すること
- (3) 学会刊行物等の配布を受けること

第4条

会則第11条の規定によって休会しようとするときは、その期間及び理由を記入した休会届を、本会事務局に提出しなければならない。

2. 理事会が前条の期間及び理由を正当と判断して休会を承認したときは、会費納入がなされた当該会計年度の終了後から休会の期間を開始する。前項の規定にかかわらず、休会の繰り返しを妨げない。
3. 休会の期間中は、会員の資格を喪失しているものとする。

復会（休会の取り消し）を申し込むときは、休会を取り消す当該会計年度の年会費を納入しなければならない。

第5条

退会の申請は日本老年泌尿器科学会ホームページより所定の退会手続きにより、あるいは、文書もしくは電子メールによる申し出によって行う（以下退会の手続きとする）。

2. 当該年度の3月末までに退会の手続きが行われれば、当該年度の会費が未納であっても、その未納の会費は免除して退会とする。但し、既納の会費は返還しない。

3. 退会の手続きが当該年度の 4 月以降に行われた場合には、当該年度の会費を納入したうえで退会とする。
4. 退会の手続きの有無にかかわらず、会費の納入がない会員は当該年度の 12 月末日をもって退会として扱う。
5. 第 2 ～ 4 項に該当する退会に関しては、理事会の承認を要しないものとする。
6. 第 4 項により退会とされた会員が、翌年度以降に再入会を希望した場合には、第 3 項に準じて、退会した年度の会費を納入した上で入会を認める。

第 2 章 役員

第 6 条

役員は、当該役員候補者選挙年の評議員より選挙にて選出される。

2. 役員候補者選挙の立候補者は当該選挙年の 3 月 31 日現在の本会の評議員で、70 歳未満であること。
3. 役員定数は役員選任細則にて定める。

第 3 章 評議員会

第 7 条

評議員会の議長は理事長が務めるが、理事長が不在の場合は、以下の順で先行の者が議長を務める。1) 医師の副理事長、2) 医師以外の副理事長、3) 出席理事の中の最年長者。

第 4 章 理事会

第 8 条

理事会の議長は理事長が務めるが、理事長が不在の場合は、以下の順で先行の者が議長を務める。1) 医師の副理事長、2) 医師以外の副理事長、3) 出席理事の中の最年長者。

2. 役員候補者選挙年の最初の理事会（新理事会）においては、理事長選出までの議長は前理事長が務めるが、前理事長が不在の場合には以下の順で先行の者が務める。1) 医師の前副理事長、2) 医師以外の前副理事長、3) 出席中の新理事の最年長者。

第 5 章 学術大会

第 9 条

学術大会は年一回、春季に開催する。ただし、社会経済情勢の状況等やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

2. 学術大会では講演及び研究発表を行う。

第 10 条

学会長は理事会での推薦に基づき評議員会で定められ、当該年の学会を主宰する。

2. 会長の任期は、前年度の学術大会終了の日から当該年度の学術大会終了の日までとする。

第 11 条

学会長は学術大会を総理する。

2. 大会長は主題を決めて学術集会を運営する。
3. 大会長は学術集会の収支決算を行う。

第 6 章 学会誌

第 12 条

学会誌の編集は、学術・編集委員会が行い、発行は理事長が行う。

2. 編集業務の細則は別に定める。

第 7 章 委員会

第 13 条

本会は事業運営のため、理事会の承認を得て各種委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員長は理事長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が任命する。
3. 委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
4. 各種委員会に関する事項は、理事会の承認を得て当該委員会の定めるところによる。

第 14 条

各種委員会には、必要に応じて理事会の承認を得て小委員会を置くことができる。

2. 小委員会については、当該委員会の定めるところによる。

第 8 章 補則

第 15 条

この細則を改正する場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

本細則は、日本老年泌尿器科学会 会則の改定日である2022年6月10日より施行する。